

# 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構職員給与規則

平成16年4月1日

規則第42号

最終改正 令和8年1月30日

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第10条）
- 第2章 本給（第11条—第18条）
- 第3章 給与の特例等（第19条—第20条）
- 第4章 諸手当（第21条—第33条）
- 第5章 規則の実施（第34条—第35条）

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この規則は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構職員就業規則（平成16年規則第38号。以下「就業規則」という。）第30条の規定に基づき、職員の給与に関する必要な事項を定めることを目的とする。

### （法令との関係）

第2条 給与の支給等に関して、この規則に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他の関係法令及び諸規則の定めるところによる。

### （給与の種類、計算期間及び支給日）

第3条 職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。

給与の種類	給与の計算期間	給与支給日
1 基本給 本給 2 諸手当 初任給調整手当 扶養手当 管理職手当 都市手当 住居手当 通勤手当 単身赴任手当 事業調整手当	一の月の初日から末日 まで	その月の17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が休日に当たるときは、18日）、土曜日に当たるときは、16日）
超過勤務手当	一の月の初日から末日	翌月の17日（ただし、その日

休日給 夜勤手当 管理職員特別勤務手当	まで	が日曜日に当たるときは、15日（15日が休日に当たるときは、18日）、土曜日に当たるときは、16日）
期末手当 勤勉手当		6月30日及び12月10日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たるときは、前日）

#### （給与の支払）

第4条 職員の給与は、通貨で直接本人にその全額を支払うものとする。ただし、法令又は労基法第24条に基づく協定に定めるものは、これを給与から控除して支払うものとする。

- 2 職員が給与の全部又は一部につき、自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。
- 3 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まない。
- 4 給与の支給に関し必要な事項は、別に定める。

#### （日割計算等）

第5条 新たに職員となった者には、その日から本給を支給する。本給の月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた本給を支給する。

- 2 職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの本給を支給する。
- 3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの本給を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により、本給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から独立行政法人大学改革支援・学位授与機構職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成16年規則第44号。以下「勤務時間等規則」という。）第14条第1項に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 5 前4項の規定は、初任給調整手当、管理職手当、事業調整手当及び都市手当の支給について準用する。

#### （給与の即時払）

第6条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合に、本人又は権利者の請求があったときは、第3条の規定にかかわらずすみやかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときに、この限りではない。

- 一 退職し、又は解雇されたとき。
- 二 本人が死亡したとき。

#### （非常時払）

第7条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ本人から請求があったときは、

第3条の規定にかかわらず当該請求があった日までの給与を速やかに支払う。

- 一 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費用に充てるとき。
- 二 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気又は災害の費用に充てるとき。
- 三 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用に充てるとき。
- 四 その他特に必要と認めたとき。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第8条 第20条及び第28条から第30条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、本給、本給に対する都市手当の月額、初任給調整手当及び管理職手当、事業調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1日当たりの勤務時間にその年度における所定勤務日数を乗じたもので除して得た額とする。

(端数計算)

第9条 前条及び第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第28条から第30条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日給又は夜勤手当の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第10条 第20条第1項により計算した給与から減額する額及びこの規則により計算した第3条に掲げる給与の種類のそれぞれの確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

## 第2章 本給

(本給)

第11条 本給は、次条の本給表に定める級号給による本給月額とする。

(本給表等)

第12条 本給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各本給表の適用範囲は、それぞれ当該本給表に定めるところによる。

- 一 事務系職員本給表（別表第1）
  - 二 教育職員本給表（別表第2）
- 2 職員の職務の級についての標準的な職務の内容、職務の級及び号給を決定する場合の基準等については、機構長が別に定める。
- 3 前2項のほか、本給表等に関し機構長が特に必要と認める場合は、別に定める。

(初任給等)

第13条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して、決定する。

- 2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職種から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職種に移った場合における号給は、別に定めるところにより決定する。
- 3 初任給の決定に関し必要な事項は、別に定める。

(昇格)

第14条 昇格に関し必要な事項は、別に定める。

(降格)

第15条 降格に関し必要な事項は、別に定める。

(昇給)

第16条 職員の昇給は、別に定める日に、同日前において別に定める日以前一年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が就業規則第44条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして別に定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。
- 3 次の各号に掲げる職員の第1項の規定による昇給は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じ別に定める基準に従い決定するものとする。
  - 一 55歳を超える職員（次号に掲げる職員を除く）
  - 二 事務系職員本給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び教育職員本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員
- 4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 6 前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

(降号)

第17条 降号に関し必要な事項は別に定める。

第18条 削除

第3章 給与の特例等

(休職者の給与)

第19条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第14条第1項第1号の規定による休職（以下この条において「病気休職」という。）にされたときは、その休職の期間中、給与の全額（労基法第76条による休業補償及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第14条による休業補償給付を受ける額に相当する額を除く額）を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり、病気休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、本給、扶養手当、都市手当、住居手当及び期末手当（以下この条において「本給等」という。）のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により、病気休職にされたときは、その休職期間が満1年（就業規則第15条第4項の規定により休職期間を通算する場合は、通算した休職期間において満1年）に達するまでは、本給等の100分の80を支給することができる。
- 4 職員が刑事事件に関し起訴され、就業規則第14条第1項第2号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、本給、扶養手当、都市手当、住居手当の100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が就業規則第14条第1項第3号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、本給等の100分の70以内を支給することができる。
- 6 職員が就業規則第14条第1項第4号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、本給等の100分の100以内を支給することができる。
- 7 休職にされた職員には、他の規則に別段の定めがない限り、前6項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。
- 8 第2項、第3項、第5項又は第6項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第32条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、第32条第4項第2号ロ又はハに掲げる職員については、この限りでない。
- 9 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第32条第5項の規定を準用する。この場合において、同項中「第1項」とあるのは、「第19条第8項」と読み替えるものとする。

#### （給与の減額）

- 第20条 職員が勤務しないときは、勤務時間等規則第17条に規定する年次休暇、第21条に規定する病気休暇及び第22条に規定する特別休暇又は就業規則第33条の規定によりその勤務しないことにつき、特に承認があった場合を除き、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して給与を支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。）に係る療養のため、又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構職員安全衛生管理規則（平成30年規則第1号）第17条の規定に基づく就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、本給の半額を減ずる。この場合において都市手当、期末手当及び勤勉手当の算定の基礎となる本給の月額は、当該半減後の額とする。

3 前項に規定するもののほか、本給の半減に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第4章 諸手当

##### (初任給調整手当)

第21条 初任給調整手当は、医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許を持つ教員であってその採用が学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（以下「大学」という。）卒業の日から37年（医師法に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）を経た者にあっては39年）を経過するまでの期間内に行われた教員（就業規則第22条に基づき採用された職員（以下「再雇用職員」という。）は除く。）に対して支給する。

2 初任給調整手当の月額は次の表に掲げる採用の日以降の期間の区分に応じて同表に定める額とする。この場合において、大学卒業の日から採用の日までの期間が4年（臨床研修を経た場合にあっては6年）を超えることとなる教員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年以内の教員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日からその超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

採用の日以降の期間の区分	手当額	採用の日以降の期間の区分	手当額
1年未満	52,100円	18年以上19年未満	30,700円
1年以上2年未満	52,100円	19年以上20年未満	29,300円
2年以上3年未満	52,100円	20年以上21年未満	27,900円
3年以上4年未満	52,100円	21年以上22年未満	27,300円
4年以上5年未満	52,100円	22年以上23年未満	26,700円
5年以上6年未満	52,100円	23年以上24年未満	25,700円
6年以上7年未満	50,300円	24年以上25年未満	25,100円
7年以上8年未満	48,500円	25年以上26年未満	24,500円
8年以上9年未満	46,700円	26年以上27年未満	23,900円
9年以上10年未満	44,900円	27年以上28年未満	23,300円
10年以上11年未満	43,100円	28年以上29年未満	22,500円
11年以上12年未満	41,300円	29年以上30年未満	22,200円
12年以上13年未満	39,500円	30年以上31年未満	21,800円
13年以上14年未満	37,700円	31年以上32年未満	21,200円
14年以上15年未満	36,300円	32年以上33年未満	20,300円
15年以上16年未満	34,900円	33年以上34年未満	19,400円
16年以上17年未満	33,500円	34年以上35年未満	18,700円
17年以上18年未満	32,100円		

3 初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(扶養手当)

第22条 扶養手当は、扶養親族のある職員（再雇用職員は除く。）に対して支給する。

2 前項に定める扶養親族は、次の表の対象者欄に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者とし、扶養手当の月額は、同表に定める額の合計額とする。

対象者	手当額
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（次項において「扶養親族たる子」という。）	一人につき13,000円
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	一人につき6,500円（事務系職員本給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級である者及び教育職員本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級である者にあっては、3,500円とし、事務系職員本給表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上である者及び教育職員本給表の適用を受ける職員でその職務の級が6級である者にあっては、支給しない。）
満60歳以上の父母及び祖父母	
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
重度心身障害者	

3 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

4 扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(管理職手当)

第23条 管理職手当は、別に定める管理又は監督の地位にある職を占める職員（再雇用職員を除く。）に支給する。

2 管理職手当の月額は、前項の職員に適用される本給表の別並びに当該職員の職務の級及び適用区分に応じ、次の表の支給額欄に定める額とする。

一 事務系職員本給表

職務の級	適用区分	支給額
10級	I種	139,300円
9級	I種	130,300円
	II種	104,200円
8級	I種	117,100円

	II種	94,000円
	III種	82,200円
7級	II種	88,500円
	III種	77,400円
	IV種	66,400円
6級	III種	72,700円
	IV種	62,300円
	V種	51,900円
5級	III種	69,400円
	IV種	59,500円
	V種	49,600円
4級	IV種	55,500円
	V種	46,300円

## 二 教育職員本給表

職務の級	適用区分	支給額
6級	I種	142,600円
	II種	113,900円
	III種	99,600円
	IV種	85,400円
5級	II種	106,900円
	III種	93,500円
	IV種	80,200円

- 3 前項に規定する管理職手当の月額は、所定の勤務時間を超えて勤務した場合における賃金相当額及び当該勤務が深夜に及んだ場合における割増賃金相当額を含むものとする。
- 4 管理職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

### (事業調整手当)

第23条の2 事業調整手当は、次の表に定める職務を命ぜられる職員に支給するものとし、手当の月額は、次の表の支給額欄に定める額とする。

職務内容	支給額
幹事	48,700円

- 2 事業調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

### (都市手当)

第24条 都市手当は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下、「機構」という。）の本部が所在する東京都小平市における賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して職員に支給する。

- 2 都市手当の月額は、本給、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の16を

乗じて得た額とする。

3 都市手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(住居手当)

第25条 住居手当は、次の表に掲げる職員の区分のいずれかに該当する職員に支給するものとし、手当の月額は、職員の区分に応じて同表に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

職員の区分	手当額	
一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（別に定める職員を除く。）		次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ右欄に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
月額27,000円以下の家賃を支払っている職員	月額27,000円から16,000円を控除した額	
月額27,000円を超える家賃を支払っている職員	月額27,000円から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額	
二 第27条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている者又はこれらの者との権衡上必要があると認められる者		前号の職員の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

2 住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(通勤手当)

第26条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機

関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

二 通勤のため自動車その他の交通の用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。
- 一 通勤のため交通機関等を利用する職員にあっては、その者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。
- 二 通勤のため自動車等の交通用具を使用することを常例とする職員にあっては、職員の区分に応じて次の表に定める額

職員の区分	手当額
自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員	2,000円
使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員	4,200円
使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員	7,300円
使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員	10,400円
使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	13,500円
使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	16,600円
使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	19,700円
使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	22,800円
使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	25,900円
使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	29,100円
使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	32,300円

使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員	35,500 円
使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員	38,700 円

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員にあっては、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

3 勤務場所を異にする異動又は勤務場所の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務場所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は勤務場所の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、その者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、新たに職員となった（以下この項において「当該採用」という。）者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該採用の直前の住居（当該住居に相当するものとして定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用の事情等を考慮して定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上必要があると認められたものとして定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が 150,000 円を超える職員の通勤手当の額は、第2項、第3項及び第4項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあっては、別に定める期間）に係る最初の定める日に支給する。

7 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して算出する額を返納させるものとする。

8 この条において、「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

9 通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(単身赴任手当)

第27条 勤務場所を異にする異動又は勤務場所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務場所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務場所の移転の直後に在勤する勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合には、この限りではない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に交通距離の区分に応じて次の表に定める額を加算した額）とする。

交通距離	手当額	
100キロメートル以上	300キロメートル未満	8,000円
300キロメートル以上	500キロメートル未満	16,000円
500キロメートル以上	700キロメートル未満	24,000円
700キロメートル以上	900キロメートル未満	32,000円
900キロメートル以上	1,100キロメートル未満	40,000円
1,100キロメートル以上	1,300キロメートル未満	46,000円
1,300キロメートル以上	1,500キロメートル未満	52,000円
1,500キロメートル以上	2,000キロメートル未満	58,000円
2,000キロメートル以上	2,500キロメートル未満	64,000円
2,500キロメートル以上		70,000円

3 新たに職員となった（以下この項において「当該採用」という。）ことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による職員との均衡上必要があると認めた職員には、前二項の起点に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(超過勤務手当)

第28条 勤務時間等規則第12条の規定により、所定の勤務時間以外の時間（次条の規定により休日給が支給されることとなる時間を除く。）に業務上の必要により勤務することを命じられた職員には、その勤務した全時間（以下「超過勤務時間」という。）に対して、勤務1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125（その勤務が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において行

われた場合は、100分の150)を超過勤務手当として支給する。ただし、第23条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員には支給しない。

2 次条第1項の休日給が支給されることとなる時間（以下「休日勤務時間」という。）及び超過勤務時間の合計が、1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間のうち、休日勤務時間に対しては次条第1項に規定する支給額に加え、勤務1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の15を、超過勤務時間に対しては前項に規定する支給額に加え、勤務1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を、それぞれ超過勤務手当として支給する。

3 超過勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

#### （休日給）

第29条 勤務時間等規則第12条の規定により、同規則第14条第1項に規定する休日（同規則第15条の規定により代休となった日を含む。）に業務上の必要により勤務することを命じられた職員には、勤務を命じられた全時間（同規則第15条の規定により、当該休日をあらかじめ他の勤務日に振り替えた場合は除く。）に対して、勤務1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135（その勤務が深夜に行われた場合は、100分の160）を休日給として支給する。ただし、第23条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員には支給しない。

2 前項の規定は、勤務時間等規則第9条及び第10条の規定を適用される職員にあっては、同条の規定により、休日と指定した日を同規則第14条第1項に規定する休日とみなして適用するものとする。

3 休日給の支給に関し必要な事項は、別に定める。

#### （夜勤手当）

第30条 勤務時間等規則第9条及び第10条の規定を適用される職員のうち、所定の勤務時間が深夜となる職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する（前条の規定により休日給が支給されることとなる場合を除く。）。ただし、第23条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員には支給しない。

2 夜勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

#### （管理職員特別勤務手当）

第31条 第23条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間等規則第14条第1項に規定する休日（同規則第15条の規定により休日の振替及び代休となった日を含む。（次項において「週休日等」という。））に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、前2項の規定による勤務1回につき、次の表に定める額とする。

一 第1項に規定する場合

区分		支給額（実働時間が6時間を超える勤務）
管理職手当適用職員	I種適用者	12,000円（18,000円）
	II種適用者	10,000円（15,000円）
	III種適用者	8,500円（12,750円）
	IV種適用者	7,000円（10,500円）
	V種適用者	6,000円（9,000円）

二 第2項に規定する場合

区分		支給額
管理職手当適用職員	I種適用者	6,000円
	II種適用者	5,000円
	III種適用者	4,300円
	IV種適用者	3,500円
	V種適用者	3,000円

4 次に掲げる場合には、第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、管理監督職員がした第2項の勤務は、第1項の勤務とみなす。

- 一 第1項の勤務をした後、引き続いて第2項の勤務をした場合
- 二 第2項の勤務をした後、引き続いて第1項の勤務をした場合

5 管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（期末手当）

第32条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び次条において、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第4項第2号に定める職員を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下この条及び次条において同じ。）において職員が受けるべき本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する都市手当の月額の合計額に、次の表（1）に定める職員にあっては、本給及び本給に対する都市手当の月額の合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「役職段階別加算額」という。）（次の表（2）に定める職員（以下「特定幹部職員」という。）にあっては、本給に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「管理職加算額」という。）を加算した額）を加算した額を基礎として、6月に支給する場合には100分の125（特定幹部職員にあっては、100分の105）、12月に

支給する場合には100分の127.5（特定幹部職員にあっては、100分の107.5）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて、次の表（3）に定める割合を乗じて得た額とする。

表（1）

本給表	職務の級	加算割合
事務系職員本給表	8級以上	100分の20
	7級及び6級	100分の15
	5級及び4級	100分の10
	3級	100分の5
教育職員本給表	6級	100分の20
	5級	100分の15（別に定める職員にあっては100分の20）
	4級及び3級	100分の10（職務の級4級の職員のうち別に定める職員にあっては100分の15）
	2級（別に定める職員に限る。）	100分の5

表（2）

本給表	管理職手当の区分	職務の級	加算割合
事務系職員本給表	I種	7級以上	100分の25
	II種		100分の15
教育職員本給表	II種	5級以上	100分の15

表（3）

勤務期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30

3 再雇用職員の期末手当の額は、前項中「100分の125」とあるのは「100分の70」に、「100分の105」とあるのは「100分の60」に、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」に、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」に読み替えて適用した場合の額とする。

4 職員が次の各号の一に該当する場合は、期末手当は支給しない。

一 基準日在職する職員のうち、次に掲げる職員

イ 無給休職者（就業規則第14条第1項第1号、第3号及び第4号の規定に該当して

- 休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。)
- ロ 刑事休職者（就業規則第14条第1項第2号の規定に該当して休職にされている職員をいう。）
- ハ 停職者（就業規則第45条第3号の規定により出勤停止又は同条第4号の規定により停職にされている職員をいう。）
- ニ 就業規則第40条の規定により育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員
- ホ 就業規則第41条の規定により介護休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員
- ヘ 就業規則第41条の2により自己啓発等休業をしている職員
- ト 就業規則第41条の3により配偶者同行休業をしている職員
- 二 基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員のうち、次に掲げる職員
- イ その退職し、又は死亡した日において前号に該当する職員であった場合
- ロ その退職した後基準日までの間において給与法適用職員となった者
- ハ その退職した後基準日までの間において国の機関又は他の法人等の職員となった者（機構の在職期間を当該法人等の職員として通算する場合に限る。）
- 5 第1項の規定にかかわらず、期末手当を不支給又は一時差止とすることが適當と認められる事由のある職員については、これを不支給又は一時差止とする。
- 6 期末手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（勤勉手当）

- 第33条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における人事評価又はその他の能力の実証の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（前条第4項第2号に定める職員を除く。）についても同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれの基準日現在において受けるべき本給及び本給に対する都市手当の月額の合計額に、役職段階別加算額（特定幹部職員にあっては、その額に管理職加算額を加算した額）を加算した額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する都市手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）、12月に支給する場合には100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額の範囲内とする。

勤務期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90

4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の40
2箇月以上2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上2箇月未満	100分の20
1箇月以上1箇月15日未満	100分の15
15日以上1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	0

- 3 再雇用職員の勤勉手当の額は、前項中「100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）」とあるのを「100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の60）」、「100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5）」とあるのを「100分の52.5（特定幹部職員にあっては、100分の62.5）」と読み替えて適用した場合の額とする。
- 4 前条第4項の規定は、同項第1号中イ及びロを「休職者（就業規則第14条の規定により休職にされている職員をいう。）」に読み替えて勤勉手当の支給に準用する。
- 5 前条第5項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。
- 6 勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

## 第5章 規則の実施

### （実施に関し必要な事項）

第34条 この規則の実施に関し必要な事項は、特に定めるもののほかは一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）適用職員の例に準ずる。

### （この規則により難い場合の措置）

第35条 特別の事情によりこの規則によることができない場合又はこの規則によることが著しく不適当であると機構長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

### （本給表）

- 2 独立行政法人大学評価・学位授与機構法（平成16年法律第114号）附則第3条の規定により本機構職員となった者（以下「承継職員」という。）の施行日における第12条に規定する本給表は、別に辞令が発せられない限り、施行日の前日に一般職の職員の給与

に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）第6条第1項に規定する行政職俸給表（一）を適用されていた者は事務系職員本給表を、教育職俸給表（一）を適用されていた者は教育職員本給表をそれぞれ適用する。

（本給）

- 3 承継職員の施行日における本給については、別に辞令を発せられない限り、当該職員が施行日の前日に受けていた級号俸と同一とする。ただし、昇格及び昇給させることとなる職員については、給与法及び人事院規則9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）の規定により施行日の前日に受けている号俸を受けるに至った時を基礎として本給及び次期昇給の時期を決定する。

（昇給）

- 4 施行日において前項ただし書きの適用を受けない承継職員の次期昇給の時期は、別に辞令を発せられない限り、施行日の前日において受けている号俸の次期昇給の時期と同一とする。

（調整手当の異動保障）

- 5 承継職員の都市手当の第24条第2項の適用については、施行日に給与法第11条の7の適用を受けるものと仮定した場合の支給割合が100分の12となる者については、施行日から1年間は、「100分の10」を「100分の12」に読み替えた額を支給する。

（扶養手当等）

- 6 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第11条に規定する扶養手当、同法第11条の9に規定する住居手当、同法第12条に規定する通勤手当及び同法第12条の2に規定する単身赴任手当の支給を受けていた職員の施行日における第22条に規定する扶養手当、第25条に規定する住居手当、第26条に規定する通勤手当及び第27条に規定する単身赴任手当の支給については、支給要件等に変更がない限り、従前のとおりとする。

- 7 平成30年3月31日までの間、職員（次の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- 一 本給月額 当該特定職員の本給月額（当該特定職員が第20条第2項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項本文の規定により半額を減ぜられた本給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の本給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の本給

月額（当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号給の本給月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。）に達しない場合（以下この項、附則第9項及び第10項において「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の本給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の本給月額を減じた額（以下この項及び附則第9項において「本給月額減額基礎額」という。）

二 都市手当 当該特定職員の本給月額に対する都市手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する都市手当の月額）

三 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額及びこれに対する都市手当の月額の合計額（第32条第2項表（1）に定める職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、その額に、管理職加算額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各表以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項表（3）に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額及びこれに対する都市手当の月額の合計額（同項表（1）に定める職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、その額に、本給月額減額基礎額に同項表（2）の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各表以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項表（3）に定める割合を乗じて得た額）

四 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額及びこれに対する都市手当の月額の合計額（第32条第2項表（1）に定める職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、その額に、管理職加算額を加算した額）を加算した額（附則第10項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第33条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額及びこれに対する都市手当の月額の合計額（第32条第2項表（1）に定める職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、その額に、本給月額減額基礎額に同項表（2）の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第33条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額）

五 第19条第1項から第6項まで又は第8項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第19条第1項 前各号に定める額

- 口 第19条第2項又は第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
- ハ 第19条第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- 二 第19条第5項又は第6項 第1号から第3号までに定める額に、それぞれ同条第5項又は第6項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ホ 第19条第8項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第5項又は第6項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、それぞれ同条第5項又は第6項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

本給表	職務の級
事務系職員本給表	6級
教育職員本給表	5級

- 8 前項に規定するものほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となつた場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、機構長が定める。
- 9 附則第7項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第20条及び第28条から第30条までに規定する勤務一時間当たりの給与額は、第8条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給月額並びにこれに対する都市手当の月額、初任給調整手当及び管理職手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1日当たりの勤務時間にその年度における所定勤務日数を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額並びにこれに対する都市手当の月額、初任給調整手当及び管理職手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1日当たりの勤務時間にその年度における所定勤務日数を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。
- 10 附則第7項の規定が適用される間、第33条第2項後段に定める勤勉手当の総額は、同項後段の規定にかかわらず、同項後段の規定により算出した総額から、第33条第1項に掲げる職員で附則第7項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.425（特定幹部職員にあっては、100分の1.725）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の95（特定幹部職員にあっては、100分の115）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額の範囲内とする。
- 11 附則第7項の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）の55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となつた場合にあっては、特定職員となつた日）以後の管理職手当の月額は、第23条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額に100分の98.5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(定年の延長に係る経過措置)

- 1 2 当分の間、別表第1で定める事務系職員本給表の適用を受ける職員（再雇用職員を除く。）の本給月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される本給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 1 3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
- 一 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構職員就業規則（平成16年規則第38号。以下「就業規則」という。）第13条の3に規定する管理監督職勤務上限年齢の特例により引き続き同一の管理監督職に就く事務系職員
  - 二 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構事務系職員採用に関する規則（平成16年規則第51号）第3条第1項第1号及び同条第3項の規定により任期を定めて採用される事務系職員
  - 三 前2号のほか、機構長が別に定める事務系職員
- 1 4 就業規則第13条の2に規定する管理監督職以外の職への降任または配置換（以下「管理監督職勤務上限年齢による降任または配置換」という。）をされた職員であって、当該他の職への降任または配置換された日（以下「異動日」という。）に前々項の規定により当該職員の受ける本給月額（以下「特定日本給月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けている本給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下「基礎本給月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則第12項の規定により当該職員の受ける本給月額のほか、基礎本給月額と特定日本給月額との差額に相当する額を本給として支給する。
- 1 5 前項の規定による本給の額と当該本給を支給される職員の受ける本給月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の本給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎本給月額と特定日本給月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の本給月額と当該職員の受ける本給月額」とする。
- 1 6 管理監督職勤務上限年齢の特例により引き続き同一の管理監督職に就いた事務系職員が、管理監督職勤務上限年齢による降任または配置換をされた場合は、異動日に附則第12項の規定により当該職員が受ける本給月額（以下「異動日本給月額」という。）が異動日前日のその者の号給等に対応する本給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下「第16項基礎本給月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、異動日以後、第16項基礎本給月額と異動日本給月額との差額に相当する額を本給として支給する。
- 1 7 前項の規定により本給として支給される差額に相当する額と附則第12項の規定による当該本給を支給される職員の受ける本給月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の本給月額を超える場合における同項の規定の適用については、

同項中「第16項基礎本給月額と異動日本給月額との差額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の本給月額と当該職員の受ける附則第12項の規定による基礎本給月額との差額」とする。

附 則 (平成17年11月29日)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年12月1日から施行する。

(職務の級における最高の号給を超える本給月額の切替え等)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、別表第1及び別表第2の本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた職員の施行日における本給月額（以下「新本給月額」という。）は、次の式により算定した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給  
下位の号給との差額 ×

その者の施行日の前日における 施行日の前日におけるその者の属する  
本給月額（以下「旧本給月額」）－ 職務の級における最高の号給の額  
という。）

+

施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給と  
その1号給下位の号給との差額

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額

- 3 前項の規定により新本給月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の第16条第2項の規定の適用については、その者の旧本給月額を受けていた期間をその者の新本給月額を受ける期間に通算する。

(平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 4 平成17年12月に支給する期末手当の額は、第32条の規定により得た額（以下「基準額」という。）から、次の各号に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

一 平成17年4月1日（その日の翌日以降に新たに職員となった者にあっては、新たに職員となった日）において職員が受けるべき本給、初任給調整手当、扶養手当、管理職手当、都市手当、住居手当及び単身赴任手当（第27条第2項の規定により加算した額を除く。）の月額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額（以下「基礎額」という。）に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給与を支給されなかった期間又は第

- 20条の規定により給与を減額された期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間のある月を減じた月数）を乗じて得た額
- 二 平成17年6月に支給した期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額
- 5 前項第1号の基礎額又は同項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成18年3月30日）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（特定の職務の級の切替え）

- 2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に二の職務の級が掲げられているときは、別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

（号給の切替え）

- 3 切替日の前日において第12条に規定する本給表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、次項及び附則第5項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（別に定める職員にあっては、当該定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号給とする。
- 4 切替日の前日において第12条に規定する本給表の適用を受けていた職員のうち、附則第2項後段の規定により新級を決定される職員（次項に規定する職員を除く。）の新号給は、新級、旧号給及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号給とする。

（職務の級における最高の号給を超える本給月額等の切替え）

- 5 切替日の前日において第12条に規定する本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた職員の切替日における号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。
- 一 切替日の前日においてその者が受けていた本給月額（以下「旧本給月額」という。）が切替日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）に応じた附則別表第4の旧本給月額欄に掲げられている職員 旧級、旧本給月額及びその者が旧本給月額を受けていた期間（以下この項において「経過期間」という。）に応じて附則別表第4に定める号給
- 二 旧本給月額が附則別表第4の2に掲げられている職員 その者の切替日における職務の級（以下「新級」という。）、旧本給月額及び経過期間に応じて附則別表第4の2に定める号給

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 6 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 7 附則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は本給月額は、改正前のこの規則及び関連規程の規定に従って定められたものでなければならない。

(本給の切替えに伴う経過措置)

- 8 本給の切替えに伴う次の各号に掲げる職員の本給の支給に当たっては、当該各号に定めるところによるものとする。

一 切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額（平成21年12月1日において次に掲げる職員である者にあっては、当該本給月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（別に定める職員を除く。）には、平成26年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額（独立行政法人大学評価・学位授与機構職員給与規則（平成16年規則第42号）附則第7項の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員（独立行政法人大学評価・学位授与機構職員就業規則（平成16年規則第38号）第22条の規定により採用された職員を除く。）のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を本給として支給する。

イ 附則（平成21年11月30日）第2項に規定する減額改定対象職員 100分の99.1

ロ イに掲げる職員以外の職員 100分の99.34

二 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（前号に規定する職員を除く。）について、同号の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同号の規定に準じて、本給を支給する。

三 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について、雇用の事情等を考慮して前2号の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2号の規定に準じて、本給を支給する。

(平成22年3月31日までの間における昇給に関する特例)

- 9 平成22年3月31日までの間における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、

これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第16条第2項	4号給	3号給
	3号給	2号給
第16条第3項	4号給	3号給
	3号給	2号給
	2号給	1号給

### (都市手当に関する経過措置)

10 この規則の施行の日から平成19年3月31日までの間、第24条第2項中「100分の12」とあるのは「100分の11」とする。

### 附則別表第1 職務の級の切替表（附則第2項関係）

本給表	旧 級	新 級
事務系職員本給表	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級
	9 級	7 級
	10 級	8 級
	11 級	9 級
教育職員本給表		10 級
	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
	5 級	5 級
		6 級

## 附則別表第2 旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に二の職務の級が掲げられて いる職務の級である職員以外の職員の号給の切替表（附則第3項関係）

## 事務系職員本給表の適用を受ける職員の新号給（旧1級から旧10級）

旧号給	経過期間	旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
-----	------	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

1	3月末満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月末満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月末満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月末満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月末満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月末満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月末満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月末満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月末満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月末満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月末満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月末満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月末満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月末満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月末満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月末満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月末満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月末満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月末満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月末満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月末満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月末満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月末満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月末満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月末満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月末満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月末満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月末満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月末満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月末満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月末満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月末満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8

	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月末満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月末満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月末満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月末満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月末満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月末満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月末満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月末満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月末満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月末満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月末満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月末満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3月末満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月末満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月末満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月末満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月末満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月末満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月末満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月末満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月末満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月末満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月末満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月末満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月末満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月末満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月末満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月末満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月末満	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月末満	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月末満	39	83	63	55	67	55	51	47	43	

	9月以上12月未満	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月末満		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未満		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未満		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未満		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月末満		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未満		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未満		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未満		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月末満		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月未満		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上9月未満		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未満		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3月末満			77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未満			78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月未満			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未満			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3月末満			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未満			82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未満			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未満			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		
22	3月末満			85	65	89	77	73			
	3月以上6月未満			86	65	90	78	74			
	6月以上9月未満			87	66	91	79	75			
	9月以上12月未満			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	3月末満			89	67	93	81				
	3月以上6月未満			90	67	94	82				
	6月以上9月未満			91	68	95	83				
	9月以上12月未満			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
24	3月末満			93	69	97	85				
	3月以上6月未満			94	70	98	86				

	6月以上9月未満		95	71	99	87			
	9月以上12月未満		96	72	100	88			
	12月以上		97	73	101	89			
25	3月未満		97	73	101				
	3月以上6月未満		98	73	102				
	6月以上9月未満		99	74	103				
	9月以上12月未満		100	74	104				
	12月以上		101	75	105				
26	3月未満		101	75	105				
	3月以上6月未満		102	75	106				
	6月以上9月未満		103	76	107				
	9月以上12月未満		104	76	108				
	12月以上		105	77	109				
27	3月未満		105	77					
	3月以上6月未満		106	78					
	6月以上9月未満		107	79					
	9月以上12月未満		108	80					
	12月以上		109	81					
28	3月未満		109	81					
	3月以上6月未満		110	82					
	6月以上9月未満		111	83					
	9月以上12月未満		112	84					
	12月以上		113	85					
29	3月未満		113						
	3月以上6月未満		114						
	6月以上9月未満		115						
	9月以上12月未満		116						
	12月以上		117						
30	3月未満		117						
	3月以上6月未満		118						
	6月以上9月未満		119						
	9月以上12月未満		120						
	12月以上		121						
31	3月未満		121						
	3月以上6月未満		122						
	6月以上9月未満		123						
	9月以上12月未満		124						
	12月以上		125						
32	3月未満		125						

	3月以上6月未満		125						
	6月以上9月未満		125						
	9月以上12月未満		125						
	12月以上		125						

教育職員本給表の適用を受ける職員の新号給（旧1級から旧4級）

旧号給	経過期間	旧 級			
		1級	2級	3級	4級
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1
	12月以上	5	5	5	1
3	3月未満	5	5	5	1
	3月以上6月未満	6	6	6	1
	6月以上9月未満	7	7	7	1
	9月以上12月未満	8	8	8	1
	12月以上	9	9	9	1
4	3月未満	9	9	9	1
	3月以上6月未満	10	10	10	2
	6月以上9月未満	11	11	11	3
	9月以上12月未満	12	12	12	4
	12月以上	13	13	13	5
5	3月未満	13	13	13	5
	3月以上6月未満	14	14	14	6
	6月以上9月未満	15	15	15	7
	9月以上12月未満	16	16	16	8
	12月以上	17	17	17	9
6	3月未満	17	17	17	9
	3月以上6月未満	18	18	18	10
	6月以上9月未満	19	19	19	11
	9月以上12月未満	20	20	20	12
	12月以上	21	21	21	13

7	3月未満	2 1	2 1	2 1	1 3
	3月以上6月未満	2 2	2 2	2 2	1 4
	6月以上9月未満	2 3	2 3	2 3	1 5
	9月以上12月未満	2 4	2 4	2 4	1 6
	12月以上	2 5	2 5	2 5	1 7
8	3月未満	2 5	2 5	2 5	1 7
	3月以上6月未満	2 6	2 6	2 6	1 8
	6月以上9月未満	2 7	2 7	2 7	1 9
	9月以上12月未満	2 8	2 8	2 8	2 0
	12月以上	2 9	2 9	2 9	2 1
9	3月未満	2 9	2 9	2 9	2 1
	3月以上6月未満	3 0	3 0	3 0	2 2
	6月以上9月未満	3 1	3 1	3 1	2 3
	9月以上12月未満	3 2	3 2	3 2	2 4
	12月以上	3 3	3 3	3 3	2 5
10	3月未満	3 3	3 3	3 3	2 5
	3月以上6月未満	3 4	3 4	3 4	2 6
	6月以上9月未満	3 5	3 5	3 5	2 7
	9月以上12月未満	3 6	3 6	3 6	2 8
	12月以上	3 7	3 7	3 7	2 9
11	3月未満	3 7	3 7	3 7	2 9
	3月以上6月未満	3 8	3 8	3 8	3 0
	6月以上9月未満	3 9	3 9	3 9	3 1
	9月以上12月未満	4 0	4 0	4 0	3 2
	12月以上	4 1	4 1	4 1	3 3
12	3月未満	4 1	4 1	4 1	3 3
	3月以上6月未満	4 2	4 2	4 2	3 4
	6月以上9月未満	4 3	4 3	4 3	3 5
	9月以上12月未満	4 4	4 4	4 4	3 6
	12月以上	4 5	4 5	4 5	3 7
13	3月未満	4 5	4 5	4 5	3 7
	3月以上6月未満	4 6	4 6	4 6	3 8
	6月以上9月未満	4 7	4 7	4 7	3 9
	9月以上12月未満	4 8	4 8	4 8	4 0
	12月以上	4 9	4 9	4 9	4 1
14	3月未満	4 9	4 9	4 9	4 1
	3月以上6月未満	5 0	5 0	5 0	4 2
	6月以上9月未満	5 1	5 1	5 1	4 3
	9月以上12月未満	5 2	5 2	5 2	4 4

	12月以上	53	53	53	45
15	3月未満	53	53	53	45
	3月以上6月未満	54	54	54	46
	6月以上9月未満	55	55	55	47
	9月以上12月未満	56	56	56	48
	12月以上	57	57	57	49
16	3月未満	57	57	57	49
	3月以上6月未満	58	58	58	50
	6月以上9月未満	59	59	59	51
	9月以上12月未満	60	60	60	52
	12月以上	61	61	61	53
17	3月未満	61	61	61	53
	3月以上6月未満	62	62	62	54
	6月以上9月未満	63	63	63	55
	9月以上12月未満	64	64	64	56
	12月以上	65	65	65	57
18	3月未満	65	65	65	57
	3月以上6月未満	66	66	66	58
	6月以上9月未満	67	67	67	59
	9月以上12月未満	68	68	68	60
	12月以上	69	69	69	61
19	3月未満	69	69	69	61
	3月以上6月未満	70	70	70	62
	6月以上9月未満	71	71	71	63
	9月以上12月未満	72	72	72	64
	12月以上	73	73	73	65
20	3月未満	73	73	73	65
	3月以上6月未満	74	74	74	66
	6月以上9月未満	75	75	75	67
	9月以上12月未満	76	76	76	68
	12月以上	77	77	77	69
21	3月未満	77	77	77	69
	3月以上6月未満	78	78	78	70
	6月以上9月未満	79	79	79	71
	9月以上12月未満	80	80	80	72
	12月以上	81	81	81	73
22	3月未満	81	81	81	73
	3月以上6月未満	82	82	82	74
	6月以上9月未満	83	83	83	75

	9月以上 12月未満	8 4	8 4	8 4	7 6
	12月以上	8 5	8 5	8 5	7 7
2 3	3月未満	8 5	8 5	8 5	7 7
	3月以上 6月未満	8 6	8 6	8 6	7 8
	6月以上 9月未満	8 7	8 7	8 7	7 9
	9月以上 12月未満	8 8	8 8	8 8	8 0
	12月以上	8 9	8 9	8 9	8 1
2 4	3月未満	8 9	8 9	8 9	8 1
	3月以上 6月未満	9 0	9 0	9 0	8 2
	6月以上 9月未満	9 1	9 1	9 1	8 3
	9月以上 12月未満	9 2	9 2	9 2	8 4
	12月以上	9 3	9 3	9 3	8 5
2 5	3月未満	9 3	9 3	9 3	8 5
	3月以上 6月未満	9 4	9 4	9 4	8 6
	6月以上 9月未満	9 5	9 5	9 5	8 7
	9月以上 12月未満	9 6	9 6	9 6	8 8
	12月以上	9 7	9 7	9 7	8 9
2 6	3月未満	9 7	9 7	9 7	8 9
	3月以上 6月未満	9 8	9 8	9 8	9 0
	6月以上 9月未満	9 9	9 9	9 9	9 1
	9月以上 12月未満	1 0 0	1 0 0	1 0 0	9 2
	12月以上	1 0 1	1 0 1	1 0 1	9 3
2 7	3月未満	1 0 1	1 0 1	1 0 1	
	3月以上 6月未満	1 0 2	1 0 2	1 0 2	
	6月以上 9月未満	1 0 3	1 0 3	1 0 3	
	9月以上 12月未満	1 0 4	1 0 4	1 0 4	
	12月以上	1 0 5	1 0 5	1 0 5	
2 8	3月未満	1 0 5	1 0 5	1 0 5	
	3月以上 6月未満	1 0 6	1 0 6	1 0 6	
	6月以上 9月未満	1 0 7	1 0 7	1 0 7	
	9月以上 12月未満	1 0 8	1 0 8	1 0 8	
	12月以上	1 0 9	1 0 9	1 0 9	
2 9	3月未満	1 0 9	1 0 9		
	3月以上 6月未満	1 1 0	1 1 0		
	6月以上 9月未満	1 1 1	1 1 1		
	9月以上 12月未満	1 1 2	1 1 2		
	12月以上	1 1 3	1 1 3		
3 0	3月未満	1 1 3	1 1 3		
	3月以上 6月未満	1 1 4	1 1 4		

	6月以上9月未満	1 1 5	1 1 5		
	9月以上12月未満	1 1 6	1 1 6		
	12月以上	1 1 7	1 1 7		
3 1	3月未満	1 1 7	1 1 7		
	3月以上6月未満	1 1 8	1 1 8		
	6月以上9月未満	1 1 9	1 1 9		
	9月以上12月未満	1 2 0	1 2 0		
	12月以上	1 2 1	1 2 1		
3 2	3月未満	1 2 1	1 2 1		
	3月以上6月未満	1 2 2	1 2 2		
	6月以上9月未満	1 2 3	1 2 3		
	9月以上12月未満	1 2 4	1 2 4		
	12月以上	1 2 5	1 2 5		
3 3	3月未満	1 2 5	1 2 5		
	3月以上6月未満	1 2 6	1 2 6		
	6月以上9月未満	1 2 7	1 2 7		
	9月以上12月未満	1 2 8	1 2 8		
	12月以上	1 2 9	1 2 9		
3 4	3月未満	1 2 9	1 2 9		
	3月以上6月未満	1 3 0	1 3 0		
	6月以上9月未満	1 3 1	1 3 1		
	9月以上12月未満	1 3 2	1 3 2		
	12月以上	1 3 3	1 3 3		
3 5	3月未満	1 3 3			
	3月以上6月未満	1 3 4			
	6月以上9月未満	1 3 5			
	9月以上12月未満	1 3 6			
	12月以上	1 3 7			
3 6	3月未満	1 3 7			
	3月以上6月未満	1 3 8			
	6月以上9月未満	1 3 9			
	9月以上12月未満	1 4 0			
	12月以上	1 4 1			
3 7	3月未満	1 4 1			
	3月以上6月未満	1 4 2			
	6月以上9月未満	1 4 3			
	9月以上12月未満	1 4 4			
	12月以上	1 4 5			
3 8	3月未満	1 4 5			

3月以上6月未満	1 4 6			
6月以上9月未満	1 4 7			
9月以上12月未満	1 4 8			
12月以上	1 4 9			

附則別表第3 旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に二の職務の級が掲げられて  
いる職務の級である職員の号給の切替表（附則第4項関係）

旧級が事務系職員本給表の11級である職員の新号給

旧号給	新級 経過期間	9級	10級
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
7	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1

	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
8	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
9	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
10	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
11	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
12	3月未満	21	1
	3月以上6月未満	22	2
	6月以上9月未満	23	3
	9月以上12月未満	24	4
	12月以上	25	5
13	3月未満	25	5
	3月以上6月未満	26	6
	6月以上9月未満	27	7
	9月以上12月未満	28	8
	12月以上	29	9
14	3月未満	29	9
	3月以上6月未満	30	10
	6月以上9月未満	31	11
	9月以上12月未満	32	12
	12月以上	33	13
15	3月未満	33	13
	3月以上6月未満	34	13

	6月以上9月未満	3 5	1 3
	9月以上12月未満	3 6	1 4
	12月以上	3 7	1 4

旧級が教育職員本給表の5級である職員の新号給

旧号給	新級 経過期間	5級	
		5級	6級
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
7	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1

	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
8	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
9	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
10	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
11	3月未満	21	1
	3月以上6月未満	22	1
	6月以上9月未満	23	1
	9月以上12月未満	24	1
	12月以上	25	1
12	3月未満	25	1
	3月以上6月未満	26	1
	6月以上9月未満	27	1
	9月以上12月未満	28	1
	12月以上	29	1
13	3月未満	29	1
	3月以上6月未満	30	1
	6月以上9月未満	31	1
	9月以上12月未満	32	1
	12月以上	33	1
14	3月未満	33	1
	3月以上6月未満	34	1
	6月以上9月未満	35	1
	9月以上12月未満	36	1
	12月以上	37	1
15	3月未満	37	1

	3月以上6月未満	3 8	1
	6月以上9月未満	3 9	1
	9月以上12月未満	4 0	1
	12月以上	4 1	1
1 6	3月未満	4 1	1
	3月以上6月未満	4 2	1
	6月以上9月未満	4 3	1
	9月以上12月未満	4 4	1
	12月以上	4 5	1
1 7	3月未満	4 5	1
	3月以上6月未満	4 6	1
	6月以上9月未満	4 7	1
	9月以上12月未満	4 8	1
	12月以上	4 9	1
1 8	3月未満	4 9	1
	3月以上6月未満	5 0	1
	6月以上9月未満	5 1	1
	9月以上12月未満	5 2	1
	12月以上	5 3	1
1 9	3月未満	5 3	1
	3月以上6月未満	5 4	1
	6月以上9月未満	5 5	1
	9月以上12月未満	5 6	1
	12月以上	5 7	1
2 0	3月未満	5 7	1
	3月以上6月未満	5 8	2
	6月以上9月未満	5 9	3
	9月以上12月未満	6 0	4
	12月以上	6 1	5
2 1	3月未満	6 1	5
	3月以上6月未満	6 2	6
	6月以上9月未満	6 3	7
	9月以上12月未満	6 4	8
	12月以上	6 5	9
2 2	3月未満	6 5	9
	3月以上6月未満	6 6	9
	6月以上9月未満	6 7	1 0
	9月以上12月未満	6 8	1 0
	12月以上	6 9	1 1

23	3月未満	69	11
	3月以上6月未満	70	11
	6月以上9月未満	71	12
	9月以上12月未満	72	12
	12月以上	73	13

附則別表第4 旧級が事務系職員本給表の11級又は教育職員本給表の5級である職員以外の職員の新号給（附則第5項関係）

事務系職員本給表の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間 旧本給月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上	新級
1級	189,400	40	40	40	40	41	1級
	191,000	41	41	41	42	42	
	192,600	42	42	43	43	43	
	194,200	43	44	44	44	45	
	195,800	45	45	45	46	46	
	197,400	46	46	47	47	47	
	199,000	47	48	48	48	49	
	200,600	49	49	49	50	50	
	202,200	50	50	51	51	51	
		(以下略)					
2級	全ての本給月額	93(最高号給)					2級
3級	全ての本給月額	125(最高号給)					3級
4級	365,400	85	85	86	86	87	3級
	367,600	87	87	88	88	89	
	369,800	89	90	91	92	93	
	372,000	93	94	95	96	97	
	374,200	97	98	99	100	101	
	376,400	101	102	103	104	105	
	378,600	105	106	107	108	109	
	380,800	109	109	110	110	111	
	383,000	111	111	112	112	113	
	上記以外の本給月額	113(最高号給)					
5級	383,000	109	110	111	112	113	4級
	上記以外の本給月額	113(最高号給)					
6級	418,700	89	90	91	92	93	4級
	上記以外の本給月額	93(最高号給)					
7級	429,200	77	78	79	80	81	5級

	432,700	81	82	83	84	85	
	上記以外の本給月額	85(最高号給)					
8級	453,200	69	70	71	72	73	6級
	456,800	73	74	75	76	77	
	上記以外の本給月額	77(最高号給)					
9級	489,400	53	54	55	56	57	7級
	493,500	57	58	59	60	61	
	上記以外の本給月額	61(最高号給)					
10級	513,000	37	38	39	40	41	8級
	517,400	41	42	43	44	45	
	上記以外の本給月額	45(最高号給)					

#### 教育職員本給表の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間 旧本給月額	新級					
		3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上	
1級	355,500	149	150	151	152	153	1級
	357,700	153	154	155	156	157	
	上記以外の本給月額	157(最高号給)					
2級	412,200	133	134	135	136	137	2級
	415,000	137	138	139	140	141	
	上記以外の本給月額	141(最高号給)					
3級	472,500	109	110	111	112	113	3級
	475,500	113	114	115	116	117	
	上記以外の本給月額	117(最高号給)					
4級	505,300	93	94	95	96	97	4級
	508,600	97	98	99	100	101	
	上記以外の本給月額	101(最高号給)					

#### 附則別表第4の2 旧級が事務系職員本給表の11級又は教育職員本給表の5級である職員の新号給（附則第5項関係）

##### 旧級が事務系職員本給表の11級である職員の新号給

旧本給月額	経過期間 新級	新級						
		3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上		
円 580,300	9級	37	38	39	40	41	4級	
	10級	14	14	15	15	15		
上記以外の本給月額	9級	41(最高号給)						
	10級	15						

##### 旧級が教育職員本給表の5級である職員の新号給

旧本給月額	新級	経過期間		3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
		5級	6級	73	74	75	76	77
円 5 9 2, 8 0 0	5級	1 3	1 3	1 4	1 4	1 4	1 5	
	6級	7 7	7 8	7 9	8 0	8 0	8 1	
5 9 7, 4 0 0	5級			1 5				
	6級				8 1 (最高号給)			
上記以外の本給月額	5級			1 5				
	6級					1 5		

#### 附 則 (平成19年3月23日)

(施行期日)

- この規則は、平成19年4月1日から施行する。  
(管理職手当に関する経過措置)
- この規則による改正後の第23条第2項の規定（以下「新規定」という。）による管理職手当の月額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該管理職手当の月額（独立行政法人大学評価・学位授与機構職員給与規則（平成16年規則第42号）附則第11項の規定が適用される職員にあっては、同項の規定による管理職手当の月額）のほか、新規定による管理職手当の月額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（同項の規定が適用される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額とし、それらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。
  - 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
  - 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
  - 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
  - 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25
- 前項に規定する経過措置基準額とは、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日にこの規則による改正前の第23条の規定により管理職手当を受けていた職員であって、施行日以降引き続きこの規則による改正後の第23条の規定により当該手当を受けることとなるものについて、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
  - 平成21年12月1日において附則（平成21年11月30日）第2項に規定する減額改定対象職員である者 施行日の前日にその者が受けていた管理職手当の月額に100分の99.59を乗じて得た額
  - 前号に掲げる職員以外の職員 施行日の前日にその者が受けていた管理職手当の月額に100分の99.83を乗じて得た額

#### 附 則 (平成19年11月30日)

この規則は、平成19年12月1日から施行する。

ただし、改正後の別表第1、別表第2及び第22条の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成20年3月18日）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月17日）

この規則は、平成21年6月17日に施行し、同月1日から適用する。

附 則（平成21年11月30日）

（施行期日）

1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。

（減額改定対象職員）

2 次の表の本給表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるもの以外の職員を「減額改定対象職員」という。

本給表	職務の級	号 紙
事務系職員本給表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から 8 号給まで
教育職員本給表	1級	1号給から48号給まで
	2級	1号給から32号給まで
	3級	1号給から12号給まで

（平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

3 平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正後の第32条の規定により得た額（以下「基準額」という。）から、次の各号（同年6月1日において在職していない者又は減額改定対象職員以外であった者については第2号を除く。）に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

一 平成21年4月1日（同月2日以後に新たに職員となった者にあっては新たに職員となった日、減額改定対象職員以外の職員から同月2日以後に減額改定対象職員となった者にあっては当該職員となった日）において職員が受けるべき本給、初任給調整手当、扶養手当、管理職手当、都市手当、住居手当及び単身赴任手当（第27条第2項の規定により加算した額を除く。）の月額の合計額に100分の0.24を乗じて得た額（以下「基礎額」という。）に、同月からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給与を支給されなかった期間又は減額改定対象職員以外の職員であった期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間のある月数を減じた月数）を乗じて得た額

二 平成21年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24

を乗じて得た額

- 4 前項第1号の基礎額又は同項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成22年2月24日）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月1日）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。

（減額改定対象職員）

- 2 次の表の本給表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるもの（改正後の独立行政法人大学評価・学位授与機構職員給与規則（以下「改正後の給与規則」という。）附則第7項の規定が施行されていたとした場合においても同項の適用を受けず、かつ、附則（平成18年3月30日）第8項の規定の適用を受けないものに限る。）以外の職員を「減額改定対象職員」（以下第4項において同じ。）という。

本給表	職務の級	号 給
事務系職員本給表	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から64号給まで
	3級	1号給から48号給まで
	4級	1号給から32号給まで
	5級	1号給から24号給まで
	6級	1号給から16号給まで
	7級	1号給から4号給まで
教育職員本給表	1級	1号給から88号給まで
	2級	1号給から72号給まで
	3級	1号給から52号給まで
	4級	1号給から40号給まで
	5級	1号給から12号給まで

（平成22年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置）

- 3 平成22年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する改正後の給与規則第32条第2項及び第3項、第33条第2項及び第3項の規定の適用については、第32条第2項及び第3項中「100分の137.5」とあるのは「100分の135」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の115」と、第33条第2項及び第3項中「100分の67.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の85」と、同条第3項中「100分の32.5」とあるのは「100分の30」と、「100分の42.5」とあるのは「100分の40」とする。
- 4 平成22年12月に支給する期末手当の額は、改正後の給与規則第19条、第32条（前項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）又は附則第7項の規定により得た額（以下この項において「基準額」という。）から、次の各号（同年6月1日において在職していない者又は減額改定対象職員以外であった者については第2号を除く。）に掲げ

る額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- 一 平成22年4月1日（同月2日以後に職員以外の者又は減額改定対象職員以外の職員から減額改定対象職員となった者にあっては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき本給、初任給調整手当、扶養手当、管理職手当、都市手当、住居手当及び単身赴任手当（第27条第2項の規定により加算した額を除く。）の月額の合計額に100分の0.28を乗じて得た額（以下次項において「基礎額」という。）に、同月からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかつた期間、給与を支給されなかつた期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他機構長が認める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間のある月数を減じた月数）を乗じて得た額
  - 二 平成22年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額
- 5 前項第1号の基礎額又は同項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
  - 6 平成22年12月に支給する勤勉手当に関する改正後の給与規則附則第10項の規定の適用については、同項中「100分の1.0125」とあるのは「100分の0.975」と、「100分の1.3125」とあるのは「100分の1.275」と、「100分の67.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の85」とする。

（平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読み替え）

- 7 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の給与規則附則第7項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（）とあるのは「この規則の施行の日（）と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

（平成23年4月1日における号給の調整）

- 8 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受ける職員を除く。）のうち、平成22年1月1日において独立行政法人大学評価・学位授与機構職員給与規則第16条第1項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して機構長が認める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があるものとして機構長が認めるものの平成23年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。
- 9 独立行政法人大学評価・学位授与機構職員の育児休業等に関する規則第13条に規定する育児短時間勤務をしている職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の本給月額は、当該号給に応じた額に、独立行政法人大学評価・学位授与機構職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成16年規則第44号）第3条第3項の規定により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を同

条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則（平成22年12月14日）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年1月1日から施行する。

（平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読み替え）

- 2 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の独立行政法人大学評価・学位授与機構職員給与規則（平成16年規則第42号）附則第11項の規定の適用については、同項中「55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「この規則の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

附 則（平成23年3月28日）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月29日）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。

（昇給に関する経過措置）

- 2 平成23年10月1日後最初に行われる改正後の第16条第1項の規定による昇給については、同項中「日以前一年間」とあるのは「期間」と、「同日の」とあるのは「当該期間の末日の」とする。

附 則（平成24年3月1日）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年3月1日から施行する。ただし、第5項から第7項までの規定は、平成24年4月1日から施行する。

（減額改定対象職員）

- 2 次の表の本給表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるもの（独立行政法人大学評価・学位授与機構職員給与規則（平成16年規則第42号。以下「給与規則」という。）附則（平成18年3月30日）第8項の規定の適用を受けない職員に限る。）以外の職員を「減額改定対象職員」という。

本給表	職務の級	号給
事務系職員本給表	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から76号給まで
	3級	1号給から60号給まで
	4級	1号給から44号給まで
	5級	1号給から36号給まで
	6級	1号給から28号給まで
	7級	1号給から16号給まで
	8級	1号給から4号給まで
教育職員本給表	1級	1号給から100号給まで

	2級	1号給から84号給まで
	3級	1号給から64号給まで
	4級	1号給から52号給まで
	5級	1号給から24号給まで

(平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 3 平成24年6月に支給する期末手当の額は、給与規則第19条、第32条又は附則第7項の規定により得た額（以下この項において「基準額」という。）から次の各号（平成23年6月1日において在職していない者又は減額改定対象職員以外の職員であった者については第2号、平成23年12月1日において在職していない者又は減額改定対象職員以外の職員であった者については第3号を除く。）に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
- 一 平成23年4月1日（同月2日からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）までの間に職員以外の者又は減額改定対象職員以外の職員から減額改定対象職員となった者にあっては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき本給、初任給調整手当、扶養手当、管理職手当、都市手当、住居手当及び単身赴任手当（第27条第2項の規定により加算した額を除く。）の月額（給与規則附則第7項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額）の合計額に100分の0.37を乗じて得た額（以下次項において「基礎額」という。）に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給与を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他機構長が認める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間のある月数を減じた月数）を乗じて得た額
- 二 平成23年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額
- 三 平成23年12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額
- 4 前項第1号の基礎額、同項第2号又は第3号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(平成24年4月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における号給の調整)

- 5 平成24年4月1日において機構長が認める年齢に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受ける職員（以下「除外職員」という。）である者を除く。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の給与規則第16条第1項の規定による昇給その他の号給の決定の状況（以下「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして機構長が認める職員の平成24年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして機構長が認める職員にあっては、2号給）上位の号給とする。
- 6 平成25年4月1日において機構長が認める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして機構長が認める職員の平成25年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして機構長が認める職員にあっては、2号給）上位の号給とする。

7 平成26年4月1日において機構長が認める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして機構長が認める職員の平成26年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして機構長が認める職員にあっては、2号給）上位の号給とする。

附 則（平成25年12月26日）

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成26年3月18日）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年11月28日）

この規則は、平成26年12月1日から施行する。

ただし、改正後の第21条、第26条、別表第1及び別表第2は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年3月25日）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（切替日前の異動者の号給の調整）

2 平成18年4月1日から平成27年3月31日までの間に職務の級を異にして異動した職員の平成27年4月1日（以下「切替日」という。）における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

（本給の切替えに伴う経過措置）

3 本給の切替えに伴う次の各号に掲げる職員の本給の支給に当たっては、当該各号に定めるところによるものとする。

一 切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けている本給月額に達しないこととなるもの（別に定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構職員給与規則（平成16年規則第42号）附則第7項の表の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を本給として支給する。

二 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（前号に規定する職員を除く。）について、同号の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同号の規定に準じて、本給を支給する。

三 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について、雇用の事情

等を考慮して前2号の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2号の規定に準じて、本給を支給する。

附 則（平成28年2月8日）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年2月8日から施行する。  
ただし、改正後の独立行政法人大学評価・学位授与機構職員給与規則（平成16年規則第42号。以下「職員給与規則」という。）第21条、23条、24条、第33条及び附則第10項は、平成27年4月1日から適用する。  
（給与の支給等の特例）
- 2 平成27年4月1日から施行日の前日の属する月の末日までの間において職員給与規則附則（平成27年3月25日）第3項に規定する特定職員であり、平成27年4月1日前に55歳に達した者であって、同項の規定による本給を支給される職員（以下「経過措置額支給特定職員」という。）について、改正後の職員給与規則の規定による本給月額から職員給与規則附則第7項第1号に定める額に相当する額を減じた額と職員給与規則附則（平成27年3月25日）第3項の規定による本給の額との合計額が、改正前の職員給与規則の規定による本給月額から職員給与規則附則第7項第1号に定める額に相当する額を減じた額と職員給与規則附則（平成27年3月25日）第3項の規定による本給の額との合計額に達しないときにおける本給の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額をもって当該本給の額とする。

附 則（平成28年3月31日）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（本給表）

- 2 独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律（平成27年法律第27号。以下「機構法改正法」という。）の規定により独立行政法人大学改革支援・学位授与機構職員となった者（以下「旧機構職員」という。）のこの規則の施行日（以下「施行日」という。）における本給は、別に辞令が発せられない限り、施行日の前日に受けている本給と同一とする。

（扶養手当等）

- 3 旧機構職員のうち、施行日の前日において扶養手当、住居手当、通勤手当又は単身赴任手当の支給を受けていた者及び機構法改正法附則第2条の規定により独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に承継された者（以下「旧財経職員」という。）のうち、施行日の前日において独立行政法人国立大学財務・経営センター職員給与規則により扶養手当、住居手当、通勤手当又は単身赴任手当の支給を受けていた者の施行日における第22条に規定する扶養手当、第25条に規定する住居手当、第26条に規定する通勤手当及び第27条に規定する単身赴任手当の支給については、支給要件等に変更がない限り、従前のとおりとする。

（都市手当）

- 4 旧財経職員のうち、施行日の前日において独立行政法人国立大学財務・経営センター職員給与規則による地域手当の支給を受けていた者の施行日における第24条に規定する都市手当の支給については、施行日から3年を経過するまでの間は、施行日の前日

に当該職員に適用されていた支給割合を適用する。

ただし、当該職員の勤務先が東京都小平市となった場合、以降に支給する都市手当は、第24条に規定する支給割合を適用する。

#### 附 則（平成28年5月31日）

この規則は、平成28年6月1日から施行する。

#### 附 則（平成28年12月8日）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年12月8日から施行する。

ただし、改正後の独立行政法人大学改革支援・学位授与機構職員給与規則（平成16年規則第42号。以下「職員給与規則」という。）第21条、23条、別表第1及び別表第2は、平成28年4月1日から適用し、第33条及び附則第10項は、平成28年12月1日から適用する。

（給与の支給等の特例）

- 2 職員給与規則附則（平成27年3月25日）第3項に規定する特定職員であり、平成28年4月1日前に55歳に達した者であって、同項の規定による本給を支給される職員（以下「経過措置額支給特定職員」という。）に対する平成28年4月1日から平成28年11月30日までの間に係る本給月額、都市手当、期末手当及び勤勉手当（以下「本給月額等」という。）の支給に当たっては、この附則の適用がないものとした場合に改正後の職員給与規則の規定（職員給与規則附則（平成27年3月25日）第3項の規定を含む。）により支給されるべき額が、改正前の職員給与規則（職員給与規則附則（平成27年3月25日）第3項の規定を含む。以下、この項において同じ。）により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の職員給与規則の規定により支給されるべき額に相当する額をもって本給月額等の額とする。
- 3 平成28年4月1日から平成28年11月30日までの間において、経過措置額支給特定職員について、改正後の職員給与規則の規定による本給月額から職員給与規則附則第7項第1号に定める額に相当する額を減じた額と職員給与規則附則（平成27年3月25日）第3項の規定による本給の額との合計額が、改正前の職員給与規則の規定による本給月額から職員給与規則附則第7項第1号に定める額に相当する額を減じた額と職員給与規則附則（平成27年3月25日）第3項の規定による本給の額との合計額に達しないときにおける本給の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額をもって当該本給の額とする。

#### 附 則（平成29年3月31日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（平成32年3月まで支給する扶養手当に関する経過措置）

- 2 この規則の施行の日から平成32年3月31日までの間、第22条の表は次の表を適用する。

（1）平成29年4月1日から平成30年3月31までの間

対象者	手当額
配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	10,000円
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（以下「扶養親族たる子」という。）	一人につき8,000円（職員に配偶者がない場合にあってはそのうち1人については、10,000円）

満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	一人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあってはそのうち1人については、9,000円）
満60歳以上の父母及び祖父母	
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
重度心身障害者	

(2) 平成30年4月1日から平成31年3月31までの間

対象者	手当額
配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	6,500円
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	一人につき10,000円
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	一人につき6,500円
満60歳以上の父母及び祖父母	
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
重度心身障害者	

(3) 平成31年4月1日から平成32年3月31までの間

対象者	手当額
配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	6,500円（事務系職員本給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上である者及び教育職員本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級である者（以下「事務8級以上職員等」という。）にあっては、3,500円）
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	一人につき10,000円
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	一人につき6,500円（事務8級以上職員等にあっては、3,500円）
満60歳以上の父母及び祖父母	
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
重度心身障害者	

附 則（平成30年1月1日）

（施行期日）

- この規則は、平成30年1月1日から施行する。  
ただし、改正後の独立行政法人大学改革支援・学位授与機構職員給与規則（平成16年規則第42号。以下「職員給与規則」という。）第21条、23条、別表第1及び別表第2は、平成29年4月1日から適用し、第33条及び附則第10項は、平成29年1月1日から適用する。

（給与の支給等の特例）

- 職員給与規則附則（平成27年3月25日）第3項に規定する特定職員であり、平成29年4月1日前に55歳に達した者であって、同項の規定による本給を支給される職員（以下「経過措置額支給特定職員」という。）に対する平成29年4月1日から平成29

年12月31日までの間に係る本給月額、都市手当、期末手当及び勤勉手当（以下「本給月額等」という。）の支給に当たっては、この附則の適用がないものとした場合に改正後の職員給与規則の規定（職員給与規則附則（平成27年3月25日）第3項の規定を含む。）により支給されるべき額が、改正前の職員給与規則の規定（職員給与規則附則（平成27年3月25日）第3項の規定を含む。以下、この項において同じ。）により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の職員給与規則の規定により支給されるべき額に相当する額をもって本給月額等の額とする。

3 平成29年4月1日から平成29年12月31日までの間において、経過措置額支給特定職員について、改正後の職員給与規則の規定による本給月額から職員給与規則附則第7項第1号に定める額に相当する額を減じた額と職員給与規則附則（平成27年3月25日）第3項の規定による本給の額との合計額が、改正前の職員給与規則の規定による本給月額から職員給与規則附則第7項第1号に定める額に相当する額を減じた額と職員給与規則附則（平成27年3月25日）第3項の規定による本給の額との合計額に達しないときにおける本給の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額をもって当該本給の額とする。

#### 附 則（平成30年3月28日）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

#### （平成30年4月1日における号給の調整）

2 平成30年4月1日において37歳に満たない職員のうち、平成27年1月1日において独立行政法人大学評価・学位授与機構職員給与規則第16条第1項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して機構長が認める職員を除く。以下この項において「昇給抑制職員」という。）その他昇給抑制職員との権衡上必要があるものとして機構長が認める職員の平成30年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

#### 附 則（平成31年1月1日）

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

ただし、改正後の独立行政法人大学改革支援・学位授与機構職員給与規則（平成16年規則第42号。以下「職員給与規則」という。）第21条、23条、別表第1及び別表第2は、平成30年4月1日から適用し、第33条は、平成30年12月1日から適用する。

#### 附 則（平成31年3月29日）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

#### 附 則（令和2年1月1日）

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

ただし、改正後の独立行政法人大学改革支援・学位授与機構職員給与規則（平成16年規則第42号。以下「職員給与規則」という。）別表第1及び別表第2は、平成31年4月1日から適用し、第33条は、令和元年12月1日から適用する。

#### 附 則（令和2年3月26日）

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(住居手当に係る経過措置)

- 2 この規則の施行の際にこの規則による改正前の独立行政法人大学評価・学位授与機構職員給与規則(平成16年規則第42号)第25条の規定の適用を受け住居手当の支給を受ける職員で、この規則の施行により受ける住居手当の額が施行日の前日において受けていた額から2,000円を超えて減額される場合は、令和3年3月31日までの間、減額される額は、2,000円とする。

附 則(令和2年11月30日)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年11月30日から施行する。

(令和2年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 令和2年12月に支給する期末手当に関する改正後の独立行政法人大学改革支援・学位授与機構職員給与規則(平成16年規則第42号)第32条第2項及び第3項の規定の適用については、第32条第2項及び第3項中「100分の127.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の105」とする。

附 則(令和4年3月25日)

(施行期日)

- 1 この規則は令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 就業規則第14条第1項第1号に掲げる事由による休職期間のうち、この規則の施行日の前日までの期間における第19条第3項の適用については、改正後の規定に関わらず、なお従前の例による。

附 則(令和4年5月31日)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年6月1日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の独立行政法人大学改革支援・学位授与機構職員給与規則(平成16年規則第42号。以下「改正後の職員給与規則」という。)第32条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- 一 二から四までに掲げる職員以外の職員 127.5分の15  
二 改正後の職員給与規則第32条第2項に規定する特定幹部職員 107.5分の15  
三 再任用職員(四に掲げる再任用職員を除く) 72.5分の10  
四 期末手当の額が、改正後の職員給与規則第32条第3項において100分の57.5に読み替えて適用される再任用職員 62.5分の10

附 則(令和4年11月29日)

(施行期日)

1 この規則は、令和4年12月1日から施行する。

ただし、改正後の独立行政法人大学改革支援・学位授与機構職員給与規則（平成16年規則第42号）別表第1及び別表第2は、令和4年4月1日から適用する。

（令和4年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

2 令和4年12月に支給する勤勉手当に関する改正後の独立行政法人大学改革支援・学位授与機構職員給与規則（平成16年規則第42号）第33条第2項及び第3項の規定の適用については、第33条第2項及び第3項中「100分の100」とあるのは「100分の105」と、「100分の120」とあるのは「100分の125」と、「100分の47.5」とあるのは「100分の50」と、「100分の57.5」とあるのは「100分の60」とする。

#### 附 則（令和5年11月30日）

この規則は、令和5年12月1日から施行する。

ただし、改正後の独立行政法人大学改革支援・学位授与機構職員給与規則（平成16年規則第42号）別表第1及び別表第2は、令和5年4月1日から適用する。

#### 附 則（令和6年3月29日）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

#### 附 則（令和7年1月28日）

この規則は、令和7年2月1日から施行する。

ただし、改正後の独立行政法人大学改革支援・学位授与機構職員給与規則（平成16年規則第42号）第21条、第32条、第33条、別表第1及び別表第2は、令和6年4月1日から適用する。

#### 附 則（令和7年3月31日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

##### （本給の切替）

2 この規則の施行日の前日において第12条に規定する本給表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの施行日における号給（以下「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。ただし、施行日において本給表又は職務の級を異にする異動（以下「給与異動」という。）をする教職員の新号給については、当該給与異動がないものとした場合に附則別表の適用による号給の切替によってその者が施行日に受けることとなる号給を施行日の前日に受けていたものとみなし、施行日に当該給与異動が行われた場合に決定される号給とする。

##### （切替日前の異動者の号給の調整）

3 この規則の施行日の前日において事務系職員本給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び教育職員本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員である教職員の新号給については、その者が施行日において当該職務の級に異動又はこれに準ずるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

##### （令和8年3月までに支給する扶養手当に関する経過措置）

4 この規則の施行の日から令和8年3月31日までの間、第22条の表は次の表を適用する。

対象者	手当額
配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	3,000円（事務系職員本給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級である者及び教育職員本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級である者（以下「事務8級職員等」という。）及び事務系職員本給表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上である者及び教育職員本給表の適用を受ける職員でその職務の級が6級である者（以下「事務9級以上職員等」という。）にあっては、支給しない。）
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	一人につき11,500円
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	一人につき6,500円（事務8級職員等にあっては、3,500円とし、事務9級以上職員等にあっては、支給しない。）
満60歳以上の父母及び祖父母	
満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
重度心身障害者	

（通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置）

5 第26条第4項及び第27条第3項の規定は、施行日前に新たに職員となった者にも適用する。

#### 附則別表

##### イ 事務系職員本給表の適用を受ける職員

旧号給	新号給							
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3

17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			
54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				

64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90							
95	91							
96	92							
97	93							
98	94							
99	95							
100	96							
101	97							
102	98							
103	99							
104	100							
105	101							
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							

111	107						
112	108						
113	109						

口 教育職員本給表の適用を受ける職員

旧号給	新号給			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	2
12	1	1	1	2
13	1	1	1	2
14	2	1	1	3
15	3	1	1	3
16	4	1	1	3
17	5	1	1	3
18	6	2	1	3
19	7	3	1	4
20	8	4	1	4
21	9	5	1	4
22	10	6	1	
23	11	7	1	
24	12	8	1	
25	13	9	2	
26	14	10	2	
27	15	11	2	
28	16	12	2	
29	17	13	3	
30	18	14	3	
31	19	15	3	
32	20	16	3	
33	21	17	4	

34	22	18	4	
35	23	19	4	
36	24	20	4	
37	25	21	5	
38	26	22	5	
39	27	23	5	
40	28	24	5	
41	29	25	6	
42	30	26	6	
43	31	27	6	
44	32	28	6	
45	33	29	7	
46	34	30	7	
47	35	31	7	
48	36	32	7	
49	37	33	8	
50	38	34	8	
51	39	35	8	
52	40	36	8	
53	41	37	9	
54	42	38	9	
55	43	39	9	
56	44	40	9	
57	45	41	10	
58	46	42	10	
59	47	43	10	
60	48	44	10	
61	49	45	11	
62	50	46	11	
63	51	47	11	
64	52	48	11	
65	53	49	11	
66	54	50	12	
67	55	51	12	
68	56	52	12	
69	57	53	12	
70	58	54	12	
71	59	55	13	
72	60	56	13	

73	61	57	13	
74	62	58	13	
75	63	59	13	
76	64	60	14	
77	65	61	14	
78	66	62	14	
79	67	63	14	
80	68	64	14	
81	69	65	15	
82	70	66		
83	71	67		
84	72	68		
85	73	69		
86	74	70		
87	75	71		
88	76	72		
89	77	73		
90	78	74		
91	79	75		
92	80	76		
93	81	77		
94	82	78		
95	83	79		
96	84	80		
97	85	81		
98	86	82		
99	87	83		
100	88	84		
101	89	85		
102	90			
103	91			
104	92			
105	93			
106	94			
107	95			
108	96			
109	97			
110	98			
111	99			

112	100			
113	101			
114	102			
115	103			
116	104			
117	105			

附 則（令和8年1月30日）

この規則は、令和8年1月30日に施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表第1（第12条関係）

事務系職員本給表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	号級	本給月額									
再雇用職員以外の職員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300	567,100
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000	574,100
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100	580,000
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300	584,800
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700	588,800
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900	591,700
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800	594,100
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300	596,000
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300	
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600			
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100			
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600			
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100			
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400			
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700			
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900			
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100			
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400			
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700			
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900			
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100			
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900			
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700			
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500			
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100			
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700			
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300			
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900			
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600			
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400			
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800			
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500			

33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400	
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800	
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200	
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600	
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900	
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200	
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500	
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800	
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100	
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400	
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700	
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000	
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100		
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400		
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700		
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900		
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200		
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400		
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700		
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900		
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200		
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500		
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800		
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000		
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300		
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600		
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800		
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000		
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300		
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600		
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800		
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000		
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300		
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600		
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800		
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000		
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300		

	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600				
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800				
	73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000				
	74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300					
	75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600					
	76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800					
	77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000					
	78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300					
	79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600					
	80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800					
	81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000					
	82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300					
	83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600					
	84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800					
	85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000					
	86	266,200	305,800	355,700							
	87	266,500	306,100	356,100							
	88	266,800	306,400	356,500							
	89	267,100	306,700	356,700							
	90	267,400	307,000	357,100							
	91	267,700	307,300	357,500							
	92	268,000	307,600	357,900							
	93	268,300	307,800	358,100							
	94		308,000	358,400							
	95		308,300	358,800							
	96		308,700	359,100							
	97		308,900	359,400							
	98		309,200	359,800							
	99		309,500	360,200							
	100		309,900	360,600							
	101		310,100	361,100							
	102		310,400	361,500							
	103		310,700	361,900							
	104		311,000	362,300							
	105		311,200	362,800							
	106		311,500	363,200							
	107		311,800	363,500							
	108		312,100	363,800							

109		312,300	364,200								
110		312,600									
111		313,000									
112		313,300									
113		313,500									
114		313,700									
115		314,000									
116		314,400									
117		314,600									
118		314,800									
119		315,100									
120		315,400									
121		315,700									
122		315,900									
123		316,200									
124		316,500									
125		316,800									
再雇用 職員		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	462,400	544,100

別表第2（第12条関係）

教育職員本給表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号級	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	円	円	円	円	円	円
1	230,900	275,700	354,200	408,200	480,200	580,500
2	233,500	277,900	355,800	409,800	488,400	587,500
3	235,900	280,000	357,400	411,100	496,900	593,300
4	238,300	281,900	358,900	412,300	505,300	598,200
5	240,700	283,700	360,400	413,500	513,500	602,100
6	243,100	285,200	362,000	414,500	521,200	605,000
7	245,600	286,700	363,600	415,500	528,700	607,200
8	248,100	288,200	365,100	416,400	535,900	609,200
9	250,500	290,000	366,500	417,300	542,500	
10	252,300	291,900	368,500	418,300	547,700	
11	254,100	293,700	370,500	419,400	552,300	
12	255,900	295,600	372,400	420,500	556,600	
13	257,700	297,600	374,200	421,500	559,700	
14	259,200	299,600	375,800	422,600	562,500	
15	260,800	301,600	377,400	423,600	565,200	
16	262,300	303,600	378,800	424,600	567,600	
17	263,800	305,500	380,100	425,600	569,600	
18	265,200	308,000	381,600	426,700		
19	266,500	310,700	382,800	427,800		
20	267,900	313,300	384,100	428,900		
21	269,200	315,900	385,400	429,900		
22	270,500	318,300	386,600	431,000		
23	271,900	320,700	387,800	432,100		
24	273,200	322,900	388,900	433,200		
25	274,700	325,100	390,000	434,100		

26	276, 300	327, 100	391, 300	435, 200	
27	277, 900	329, 100	392, 600	436, 200	
28	279, 500	331, 100	393, 900	437, 200	
29	281, 000	333, 100	395, 100	438, 100	
30	282, 700	335, 000	396, 400	439, 200	
31	284, 400	336, 900	397, 700	440, 200	
32	286, 200	338, 800	398, 900	441, 300	
33	288, 000	340, 600	400, 100	442, 300	
34	289, 200	342, 500	401, 300	443, 500	
35	290, 400	344, 400	402, 500	444, 600	
36	291, 500	346, 300	403, 600	445, 800	
37	292, 500	348, 000	404, 600	446, 500	
38	293, 500	349, 200	405, 800	447, 400	
39	294, 500	350, 300	406, 900	448, 300	
40	295, 500	351, 300	407, 900	449, 100	
41	296, 400	351, 800	409, 000	449, 900	
42	297, 500	352, 200	410, 200	450, 800	
43	298, 600	352, 600	411, 300	451, 600	
44	299, 500	352, 900	412, 400	452, 300	
45	300, 400	353, 400	413, 300	453, 000	
46	301, 400	353, 900	414, 300	453, 900	
47	302, 300	354, 400	415, 300	454, 800	
48	303, 200	354, 700	416, 200	455, 700	
49	304, 100	355, 000	417, 400	456, 600	
50	304, 500	355, 300	418, 700	457, 500	
51	304, 900	355, 600	420, 100	458, 500	
52	305, 300	355, 900	421, 400	459, 400	
53	305, 700	356, 300	422, 200	460, 400	
54	306, 100	356, 600	423, 200	461, 400	
55	306, 400	357, 000	424, 200	462, 300	

56	306, 700	357, 300	425, 300	463, 300		
57	307, 100	357, 600	426, 200	464, 200		
58	307, 500	358, 000	426, 900	465, 100		
59	308, 000	358, 300	427, 700	466, 000		
60	308, 300	358, 700	428, 400	467, 000		
61	308, 600	359, 000	429, 100	467, 800		
62	308, 900	359, 300	429, 900	468, 200		
63	309, 200	359, 700	430, 700	468, 800		
64	309, 600	360, 000	431, 300	469, 400		
65	310, 000	360, 300	431, 900	470, 100		
66	310, 300	360, 700	432, 400	470, 800		
67	310, 700	361, 000	432, 800	471, 100		
68	311, 000	361, 400	433, 200	471, 700		
69	311, 400	361, 800	433, 500	472, 100		
70	311, 700	362, 100	433, 800	472, 500		
71	312, 100	362, 500	434, 100	472, 800		
72	312, 500	362, 900	434, 500	473, 100		
73	312, 800	363, 200	434, 800	473, 400		
74	313, 100	363, 600	435, 100	473, 700		
75	313, 500	364, 000	435, 500	474, 000		
76	313, 800	364, 400	435, 900	474, 300		
77	314, 100	364, 700	436, 200	474, 600		
78	314, 400	365, 100	436, 500	475, 000		
79	314, 800	365, 500	436, 900	475, 300		
80	315, 100	366, 000	437, 200	475, 600		
81	315, 400	366, 500	437, 500	475, 900		
82	315, 700	367, 100	437, 900	476, 300		
83	316, 000	367, 800	438, 200	476, 600		
84	316, 400	368, 400	438, 500	476, 900		

85	316, 700	369, 000	438, 800	477, 200		
86	317, 100	369, 600	439, 100			
87	317, 500	370, 200	439, 300			
88	317, 900	370, 800	439, 600			
89	318, 200	371, 300	439, 900			
90	318, 500	371, 700	440, 200			
91	318, 800	372, 000	440, 400			
92	319, 200	372, 400	440, 700			
93	319, 600	372, 800	441, 000			
94	320, 000	373, 200	441, 300			
95	320, 400	373, 600	441, 600			
96	320, 800	374, 000	441, 900			
97	321, 200	374, 600	442, 200			
98	321, 700	375, 100	442, 500			
99	322, 200	375, 500	442, 800			
100	322, 800	376, 000	443, 100			
101	323, 100	376, 400	443, 400			
102	323, 400	376, 900	443, 700			
103	323, 600	377, 200	444, 000			
104	323, 900	377, 500	444, 300			
105	324, 200	378, 000	444, 500			
106	324, 500	378, 400				
107	324, 800	378, 900				
108	325, 000	379, 400				
109	325, 300	379, 800				
110	325, 600	380, 300				
111	325, 900	380, 700				
112	326, 300	381, 100				
113	326, 600	381, 500				
114	326, 900	381, 900				

115	327, 200	382, 300			
116	327, 500	382, 700			
117	327, 700	383, 100			
118	328, 000	383, 500			
119	328, 400	383, 900			
120	328, 800	384, 300			
121	329, 000	384, 600			
122	329, 300	385, 000			
123	329, 600	385, 400			
124	330, 000	385, 700			
125	330, 200	386, 100			
126	330, 400	386, 600			
127	330, 700	387, 100			
128	331, 000	387, 500			
129	331, 200	387, 900			
130	331, 500	388, 400			
131	331, 900	388, 900			
132	332, 100	389, 400			
133	332, 300	389, 900			
134	332, 600	390, 400			
135	332, 900	390, 900			
136	333, 100	391, 400			
137	333, 300	391, 900			
138	333, 500	392, 400			
139	333, 700	392, 900			
140	334, 000	393, 400			
141	334, 400	393, 900			
142	334, 700				
143	335, 000				
144	335, 300				

145	335, 700					
146	336, 000					
147	336, 200					
148	336, 500					
149	336, 800					
150	337, 100					
151	337, 400					
152	337, 600					
153	337, 900					
154	338, 200					
155	338, 500					
156	338, 800					
157	339, 000					